



第110期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始時刻 午前9時）

開催場所 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
ミッドランドスクエア オフィスタワー5階
ミッドランドホール
（ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、
お間違いのないようご注意ください。）

■ 目次

株主の皆さまへ	1
経営理念	2
第110期定時株主総会招集ご通知	3
（株主総会参考書類）	
（会社提案）	
第1号議案 剰余金の処分の件	8
第2号議案 定款一部変更の件	9
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）5名選任の件	11
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	18
第5号議案 会計監査人選任の件	26
第6号議案 取締役賞与支給の件	27
第7号議案 当社及び子会社の取締役・使用人 に対しストック・オプションとして 新株予約権を発行する件	27
（株主提案）	
第8号議案 定款一部変更の件（商号変更）	32
第9号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）2名解任の件	33
第10号議案 取締役（監査等委員）社外取締役 2名解任の件	34
（添付書類）	
事業報告	36
連結計算書類等	56
監査報告書	60
ご参考	68
インターネットによるライブ配信のご案内	74
株主総会会場ご案内図	

- ・本総会は、株主様の安全確保および新型コロナウイルス感染症の拡大防止に最大限努めたくて開催いたします。
- ・ご来場される場合は事前登録制（抽選）となります。別紙の事前登録のご案内をご参照ください。
- ・《インターネットによるライブ配信》により株主総会の模様をご視聴いただくことも可能です（74頁ご参照）。
- ・お土産はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには日頃より温かいご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

2022年3月期を振り返りますと、緊急事態宣言解除後の生産活動の持ち直し期待などから、日本株は9月には30,000円台を回復し、好転の兆しが見えました。しかし、年明け以降は新型コロナウイルスの感染再拡大、米国の金融引締め、ロシア-ウクライナ紛争などから株式市場が悪化し、業績にも少なからず影響はございましたが、当社グループは、東海東京証券及び提携合併証券、新たに連結対象となったエース証券、丸八証券等の各社が着実に成果を残し、前期比増収増益の年度業績を上げました。

最終年度を終えた経営計画「New Age's, Flag Bearer 5～新時代の旗手～」は、目標としたKGI (ROE 10%、経常利益300億円、グループ預かり資産10兆円)には届かなかったものの、戦略テーマに掲げた「東海東京証券の収益力強化」と「4つの未来戦略」はそれぞれ大きく進展しております。中でも、当社グループが先進的に進めるデジタル事業分野においては、昨年6月、経済産業省より当社は「DX銘柄2021」に選定された他、セキュリティ・トークンの発行支援や、3月にスマホ專業証券「CHEER証券」が開業するなど、大きな進展が見られました。



私たちグループは、この4月から新しい中期経営計画「“Beyond Our Limits”（仲間とともに自らの限界を超えて）～異次元への挑戦」をスタートさせております。前経営計画で培いました成果と基盤をもとに、今後は大手事業法人などのPowerful Partnersと新たな協力関係を構築し、今までにない独自のビジネスモデルへと発展させていく所存であります。

世界は大転換の時代、不透明な時代を迎えていると言われております。私たちグループは“Social Value & Justice”（社会的価値の追求・社会的正義の遂行）を行動の原点とし、専門性と人間性を磨くことにより、皆様からの信頼を構築し、難しい時代を切り拓いていきたいと思っております。

また、常にイノベティブな姿勢を堅持し、加速する社会変革に応じた新たな価値を開発・提供し続け、「誇り」と「憧れ」を感じてもらえる企業グループを目指してまいります。

今後とも変わらぬご愛顧とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

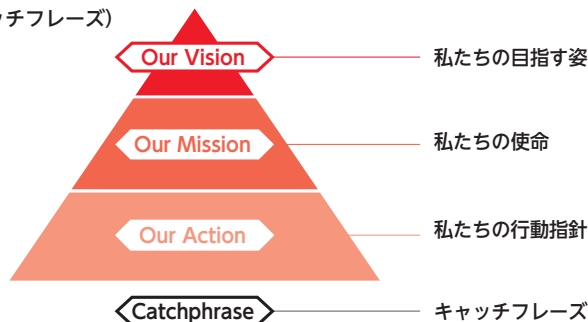
2022年6月

代表取締役会長 石田 建昭

代表取締役社長 合田 一郎

経営理念 Management Philosophy

経営理念 (目指す姿・使命・行動指針・キャッチフレーズ)
の全体像



Our Vision

私たちの目指す姿

金融機能の担い手として、お客様の資産形成や資本の充実に貢献し、日本経済の成長に寄与します。東海東京フィナンシャル・グループは、地域・人を大切にする信念をもって事業に取り組んでいます。私たちが目指すのは、全てのお客様の資産・資本の充実を、日本経済の成長に繋げることです。当社グループ役員が丸となって事業活動を行うことで、ステークホルダーの皆様の信頼をいただきながらこれまでにない総合金融グループを創り上げ、新たな時代のリーダーとなることを目指します。

Our Mission

私たちの使命

私たちが、目指す姿には、ステークホルダーの皆様の信頼を得ることが欠かせません。当社グループは、次の使命を持っています。

Customer：お客様の資産を活かし、豊かなライフマネジメントの実現と、企業価値向上を支援するために、全力で努力する企業グループであり続けます

Global：時代の流れを的確にとらえ、グローバルな視点を持ち、常にイノベティブな企業グループであり続けます

Region：地域を大事に思い、地域の繁栄・未来に貢献する企業グループであり続けます

Employee：社員の成長を重んじ、個性を生かし、専門性に優れた、さらさら輝く社員の自己実現をサポートする企業グループであり続けます

Trust：時代のいかなる激流にも耐え、ステークホルダーの信頼を勝ち得る強くたくましい企業グループであり続けます

Our Action

私たちの行動指針

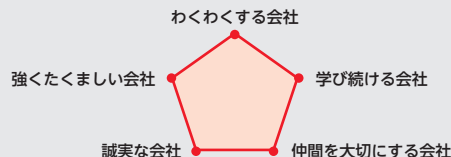
私たちは「使命」を実行するため、次のように行動します。

- 私たちは、学び続けます
- 私たちは、チャレンジします
- 私たちは、コミュニケーションを大切にします
- 私たちは、「強く、たくましく」を目標にします
- 私たちは、「規律の文化」を尊重します

Catchphrase

キャッチフレーズ

当社グループのキャッチフレーズは、次のとおりです。



株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目5番1号
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社
代表取締役会長 石 田 建 昭

第110期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第110期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は、株主様の安全確保及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止に最大限努め、会場でご出席いただける株主様の人数上限を設けた上で開催いたします。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、「議決権行使方法についてのご案内」（5頁～7頁）をご参照のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後5時10分（当社営業時間終了時）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時

2. 場 所 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
ミッドランドスクエア オフィスタワー5階
ミッドランドホール
(ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。)

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第110期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第110期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件
- 第6号議案 取締役賞与支給の件
- 第7号議案 当社及び子会社の取締役・使用人に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

<株主提案>

- 第8号議案 定款一部変更の件（商号変更）
- 第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名解任の件
- 第10号議案 （監査等委員）社外取締役2名解任の件

以上

◎ご来場される場合の事前登録のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮し、座席の間隔を確保いたします。本年も会場でご出席いただける株主様の人数上限を設けたうえで、事前登録を実施させていただきますので、出席を希望される株主の皆様は、同封の「**来場を希望される株主様への事前登録のご案内**」をご確認のうえ、事前登録をお願いいたします。

◎インターネットライブ配信のご案内

ご視聴用の事前登録をしていただくことで、インターネットのライブ配信により株主総会の模様をご覧いただけます（74頁ご参照）。

○本書類には、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成する際に監査の対象とした事業報告、連結計算書類及び計算書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載していません。

- (1) 事業報告の新株予約権に関する事項
- (2) 事業報告の業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
- (3) 事業報告の株式会社の支配に関する基本方針
- (4) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- (5) 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

○株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに、修正掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.tokaitokyo-fh.jp/>

議決権行使方法についてのご案内 議案の内容は株主総会参考書類（8頁～35頁）をご参照ください。

▶ 事前登録後の抽選に当選し株主総会にご出席される場合



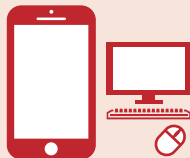
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出ください。**

当社ではクールビズを実施しております。そのため当社社員も軽装で対応させていただきますので、ご了承ください。会場地図は末尾をご覧ください。

株主総会開催日時 ▶ 2022年6月28日（火）午前10時

詳細は別紙をご覧ください

▶ インターネット



スマートフォン等により**議決権行使書用紙のQRコード**を読み取るか、**議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）**にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

会社提案の全ての議案について賛成、株主提案の全ての議案について反対とされる場合は、“すべての会社提案議案について「賛成」する”をご選択ください。

行使期限

▶ 2022年6月27日（月）午後5時10分 受付分まで

詳細は6頁をご覧ください

▶ 書面の郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

第3号議案、第4号議案、第9号議案及び第10号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号を記入ください。

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

議案番号	議案名	賛成	反対	無効	その他
1	議案第1号 取締役の選任	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	議案第2号 監査役の選任	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	議案第3号 取締役の選任	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	議案第4号 取締役の選任	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	議案第5号 取締役の選任	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	議案第6号 取締役の選任	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	議案第7号 取締役の選任	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	議案第8号 取締役の選任	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	議案第9号 取締役の選任	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	議案第10号 取締役の選任	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

行使期限

▶ 2022年6月27日（月）午後5時10分 到着分まで

詳細は7頁をご覧ください

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンによる議決権行使

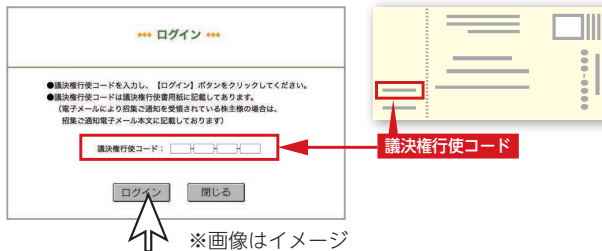


同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
 ※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
 ※一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

会社提案の全ての議案について賛成、株主提案の全ての議案について反対とされる場合は、“すべての会社提案議案について「賛成」する”をご選択ください。

パソコンによる議決権行使



下記ウェブサイトアクセスしたのち、お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス

ウェブ行使

<https://www.web54.net>

■ご留意いただく事項

インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も同様に、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

書面による議決権行使のご案内

議決権行使書の記載例

同封の議決権行使書に、各議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。議案の内容は株主総会参考書類（8頁～35頁）をご参照ください。

- ※ 各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。
- ※ 第3号議案、第4号議案、第9号議案及び第10号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号を記入ください。

会社提案・取締役会の意見に ご賛同いただける 場合

当社取締役会はこちらの立場です。



ご賛同いただける場合、株主提案には「賛」ではなく「否」になりますのでご注意ください。

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	株主提案
会社提案	○	○	○	○	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○	○	○	○	○

会社提案・取締役会の意見に 反対される 場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	株主提案
会社提案	○	○	○	○	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○	○	○	○	○

第8号議案、第9号議案及び第10号議案は、株主さま（1名）からのご提案です。当社取締役会は、この議案に反対しております。詳細は、32頁～35頁をご参照ください。

■お問い合わせ先について

- インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】0120 (652) 031 (受付時間9:00～21:00)
- 上記 (1) 以外のご登録の住所・株式数のご照会等は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
【電話】0120 (782) 031 (受付時間9:00～17:00 土日休日を除く)

※機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議案及び参考事項

<会社提案 (第1号議案から第7号議案まで)>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中長期的な成長による企業価値の向上を目的として、内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様に対して安定的かつ適切な利益還元を実施することを基本方針としております。

以上の方針に基づき、当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、中間配当金としてお支払いいたしました1株10円を含め、合計1株24円となります。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき普通配当金 14円
総額 3,480,157,240円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第20条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第20条第2項は、書面交付請求をした株主に対する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第20条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線____は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第19条 (省 略)	第1条～第19条 (現行通り)
<p>第20条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>第20条 (電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
第21条～第42条 (省 略)	<p>第21条～第42条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>
<p>第1条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条 (現行通り)</p> <p>第2条 (電子提供制度に関する経過措置)</p> <p>現行定款第20条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第20条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第20条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会が決定しております。また、監査等委員会は、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	当事業年度における取締役会への出席状況
1	再任 いし だ たて あき 石 田 建 昭	代表取締役会長	15回中15回出席
2	再任 ごう だ いち ろう 合 田 一 朗	代表取締役社長	11回中11回出席
3	再任 やま ね ひで あき 山 根 秀 昭	取締役副社長	11回中11回出席
4	再任 なか やま つね ひろ 中 山 恒 博	社外取締役 独立役員 取締役	15回中15回出席※
5	再任 ふじ わら ひろし 藤 原 洋	社外取締役 独立役員 取締役	15回中14回出席

※中山恒博氏は、2021年6月25日開催の第109期定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任されて就任し、同日付で監査等委員である取締役を辞任いたしましたので、当事業年度の取締役会の出席状況は、監査等委員である取締役として出席した回数を含んでおります。

候補者番号

1

いし だ たて あき
石 田 建 昭

1946年1月2日生



再任

■ 所有する当社株式の種類及び数

普通株式 500,300株

■ 当事業年度における取締役会への出席状況

15回中15回出席

■ 当事業年度における指名・報酬委員会への出席状況

6回中6回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1968年4月 (株)東海銀行入行
- 1992年4月 欧州東海銀行頭取
- 1994年6月 (株)東海銀行取締役
- 1996年6月 同行常務取締役
- 1998年6月 東海投信投資顧問(株)取締役社長
- 2001年4月 欧州東海銀行会長
- 2002年4月 U F J インターナショナル会長
- 2003年4月 同社社長
- 2004年5月 当社顧問
- 2004年6月 当社代表取締役副社長
- 2005年3月 当社代表取締役社長
- 2006年6月 当社代表取締役社長最高経営責任者 (CEO)
- 2009年4月 東海東京証券(株)代表取締役会長最高経営責任者 (CEO)
- 2019年4月 同社取締役 (現任)
- 2021年6月 当社代表取締役会長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

- 東海東京証券(株) 取締役
- (株)名古屋証券取引所 取締役
- 一般財団法人東海東京財団 代表理事

■ 取締役候補者とした理由

石田建昭氏は、2005年3月に当社代表取締役社長に就任して以来、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮し、取締役としての職務を果たしております。同氏の経営者としての豊富な経験・実績・識見を経営に活かすことは、当社グループの経営戦略の推進及び持続的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

ごう だ いち ろう
合 田 一 郎

1968年8月24日生



再任

■ 所有する当社株式の種類
及び数

普通株式 55,900株

■ 当事業年度における
取締役会への出席状況

11回中11回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1992年4月 (株)三和銀行入行
- 2007年8月 住友信託銀行(株)入行
- 2012年1月 東海東京証券(株)入社
- 2014年4月 同社市場企画部長
- 2015年4月 当社戦略企画部長
- 2016年4月 当社執行役員戦略企画部長
- 2017年10月 当社執行役員戦略企画グループ副担任
- 2018年4月 東海東京証券(株)常務執行役員
企画・管理本部長 (内部管理統括責任者)
- 2018年5月 当社常務執行役員特命担当
- 2019年1月 東海東京証券(株)常務執行役員
企画・管理本部長 兼 企画部長
- 2019年4月 同社代表取締役社長 兼 営業統括ユニット長
- 2020年5月 同社代表取締役社長
- 2021年6月 同社取締役 (現任)
- 2021年6月 当社代表取締役社長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

東海東京証券(株) 取締役

■ 取締役候補者とした理由

合田一郎氏は、当社子会社である東海東京証券(株)において2019年4月より代表取締役社長、2021年6月より当社代表取締役社長に就任しており、当社及び当社グループの企業価値向上を目指し、経営者としての経験・識見を培ってまいりました。当社及び当社グループにおいて、事業戦略部門や企画管理部門等の幅広い業務に従事していた経験から、当社グループの今後の成長に向けた事業戦略等を積極的に推進し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

3

やまねひであき
山根秀昭

1962年8月7日生



再任

■ 所有する当社株式の種類及び数

普通株式 97,900株

■ 当事業年度における取締役会への出席状況

11回中11回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1985年4月 (株)東海銀行入行
- 2001年2月 同社企業開発部金融開発室長
- 2004年7月 (株)U F J銀行事業金融部次長
- 2005年5月 当社企業金融本部付部長
- 2005年9月 当社投資銀行企画部長 兼 投資銀行営業推進部長
- 2010年4月 当社総合企画部長
- 2011年5月 東海東京シンガポール取締役社長
- 2013年4月 当社執行役員ビジネス戦略グループ副担任
- 2015年4月 東海東京証券(株)常務執行役員
マーケット営業推進本部副本部長 兼 プロダクツ部門長
- 2016年4月 同社常務執行役員マーケット営業推進本部長
- 2017年4月 同社専務執行役員グローバル・マーケットビジネスユニット長
- 2018年6月 エース証券(株)副社長執行役員
- 2019年4月 東海東京証券(株)代表取締役会長
- 2021年6月 当社取締役副社長戦略企画グループ、ビジネス企画グループ、デジタル戦略グループ管掌
- 2022年4月 当社取締役副社長戦略推進グループ、デジタル戦略グループ管掌 (現任)

■ 重要な兼職の状況

—

■ 取締役候補者とした理由

山根秀昭氏は、2019年4月より当社子会社である東海東京証券(株)の代表取締役会長、2021年6月より当社取締役副社長に就任しており、当社及び当社グループにおいて、投資銀行、海外現地法人、マーケット部門等の多岐に亘る業務に従事し、業務全般に関する豊富な知識・経験を有しております。当社グループの成長に向けた事業戦略を積極的に推進する等、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

なか やま つね ひろ
中山恒博

1948年1月20日生



再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類及び数

0株

■ 社外取締役在任年数 (本総会終結時)

4年

■ 当事業年度における 取締役会への出席状況

15回中15回出席

■ 当事業年度における 監査等委員会への出席状況

4回中4回出席

■ 当事業年度における 指名・報酬委員会への出席状況

6回中6回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1971年4月 (株)日本興業銀行入行
- 1999年6月 同行執行役員営業第一部長
- 2000年9月 (株)みずほホールディングス常務執行役員
- 2002年4月 (株)みずほコーポレート銀行常務執行役員
- 2004年4月 同行取締役副頭取
- 2007年4月 メリルリンチ日本証券(株)顧問
- 2007年5月 同社代表取締役会長
- 2008年11月 同社代表取締役会長 兼 社長
- 2009年3月 同社代表取締役会長 兼 社長
(兼) バンク・オブ・アメリカグループ在日代表
メリルリンチ日本証券(株)代表取締役会長
- 2010年7月 同社取締役
- 2017年6月 同社取締役
- 2017年7月 同社特別顧問
- 2018年6月 当社取締役
- 2019年6月 三井不動産(株)取締役 (現任)
- 2020年6月 当社取締役 (監査等委員)
- 2021年6月 当社取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

三井不動産(株) 取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中山恒博氏は、金融機関の企業経営者として長年務められており、その実績・識見は高く評価されているところであります。同氏には、引き続き大手銀行および証券会社での長年の経営者としての豊富な経験と高い識見・金融業界における専門的な知見を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。

■ 独立性

中山恒博氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出ております。

候補者番号

5

ふじ
藤原ひろし
洋

1954年9月26日生



再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類及び数

0株

■ 社外取締役在任年数 (本総会終結時)

3年

■ 当事業年度における 取締役会への出席状況

15回中14回出席

■ 当事業年度における 指名・報酬委員会への出席状況

4回中4回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

1977年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社
 1977年12月 日立エンジニアリング(株)入社
 1985年2月 (株)アスキー入社
 1987年2月 (株)グラフィックス・コミュニケーション・テクノロジーズ出向
 取締役研究開発本部長
 1988年9月 米国ベル通信研究所 (Bellcore) 訪問研究員
 1993年3月 (株)グラフィックス・コミュニケーション・ラボラトリーズ出向
 常務取締役研究開発本部長
 1993年6月 (株)アスキー取締役
 1996年4月 慶應義塾大学理工学部客員教授
 1996年12月 (株)インターネット総合研究所設立代表取締役所長 (現任)
 2012年4月 (株)ブロードバンドタワー代表取締役会長 兼 社長 CEO (現任)
 2017年12月 (株)チェンジ取締役 (現任)
 2018年6月 (株)スカパーJSATホールディングス取締役 (現任)
 2019年6月 当社取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)ブロードバンドタワー 代表取締役会長 兼 社長 CEO
 (株)チェンジ 取締役
 (株)スカパーJSATホールディングス 取締役
 (株)インターネット総合研究所 代表取締役所長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤原洋氏は、システム関連の企業経営者として長年務められており、その実績・識見は高く評価されているところであります。同氏には、引き続きその豊富な経験とシステム関連についての高い専門性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等において十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。

■ 独立性

藤原洋氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出ております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上表における「当社」は、2009年3月までは商号変更前の「東海東京証券株式会社」、2009年4月以降は商号変更後の「東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社」であります。
3. 当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、中山恒博、藤原洋の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下、「責任限定契約」という。）を締結しております。これら両氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は以下のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項第1号ハ及び第2号に規定される金額の合計額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社及び一部の子会社を除く子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案通り承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
- （保険料につきましては、子会社の一部役員を除き、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。）
- なお、各候補者の任期中である2022年7月1日に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、指名・報酬委員会の答申及び監査等委員会の同意を得て、取締役会が決定しております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	当事業年度における取締役会及び監査等委員会への出席状況
1	再任 おおのてつじ 大野哲嗣	取締役 (常勤監査等委員)	取締役会には15回中15回出席、監査等委員会には14回中14回出席
2	再任 いのうえけいすけ 井上恵介	社外取締役 独立役員	取締役会には15回中15回出席、監査等委員会には14回中14回出席
3	再任 やまざきじょういち 山崎穰一	社外取締役 独立役員	取締役会には15回中15回出席、監査等委員会には14回中14回出席
4	再任 いけだあやこ 池田綾子	社外取締役 独立役員	取締役会には11回中11回出席、監査等委員会には10回中10回出席

候補者番号

1

おの 野 哲 嗣

1961年2月11日生



再任

■ 所有する当社株式の種類及び数

普通株式 24,600株

■ 当事業年度における取締役会への出席状況

15回中15回出席

■ 当事業年度における監査等委員会への出席状況

14回中14回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1983年4月 丸万証券(株)入社
- 1992年12月 (株)丸万ファイナンス入社
- 1996年8月 (株)セントラル・キャピタル入社
- 2000年7月 当社入社
- 2003年7月 当社名古屋企業開発部長
- 2007年4月 当社企業ソリューション推進部長
- 2009年4月 東海東京証券(株)名古屋企業金融部長
- 2010年4月 同社本店営業推進部長 兼 営業推進課長
- 2012年4月 当社総合企画部長
- 2013年4月 東海東京証券(株)東京法人第一部長
- 2014年4月 同社東京法人部長
- 2015年4月 当社財務企画部長
- 2017年4月 東海東京証券(株)財務部長
当社執行役員財務企画部長
東海東京証券(株)執行役員財務部長
- 2019年4月 当社常務執行役員総合企画グループ副担任 兼 総合企画部長
- 2020年5月 当社顧問
- 2020年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

■ 重要な兼職の状況

一般財団法人東海東京財団 監事

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

大野哲嗣氏は、当社及びグループ会社において投資銀行、経営企画、財務部門等の幅広い業務に従事し、業務全般、特に財務会計に関する豊富な知識・経験を有しております。その知識・経験により、当社の経営の監督・監査機能の実効性を強化するために監査等委員である取締役として適任であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

井上 恵介

1949年8月6日生



再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類及び数

0株

■ 社外取締役在任年数 (本総会終結時)

6年

■ 当事業年度における 取締役会への出席状況

15回中15回出席

■ 当事業年度における 監査等委員会への出席状況

14回中14回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

1973年4月 住友生命保険相互会社入社
 1999年7月 同社取締役
 2001年10月 同社常務取締役
 2002年4月 同社常務取締役嘱常務執行役員
 2002年6月 住友ライフ・インベストメント(株)代表取締役社長兼CEO
 2002年12月 三井住友アセットマネジメント(株)代表取締役社長兼CEO
 2007年7月 住友生命保険相互会社代表取締役専務執行役員
 2009年4月 三井生命保険(株)副社長執行役員
 2009年6月 同社取締役副社長執行役員
 2012年4月 住友生命保険相互会社常任顧問
 2013年7月 麻布経済研究所代表 (現任)
 2016年4月 当社非常勤顧問
 2016年6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)
 2017年9月 カーディフ損害保険(株)監査役 (現任)
 2021年4月 (株)エトワール海渡取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

麻布経済研究所 代表
 カーディフ損害保険(株) 監査役
 (株)エトワール海渡 取締役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

井上恵介氏は、金融機関の企業経営者として長年務められており、その実績・識見は高く評価されているところであります。また2016年6月より当社監査等委員として当社経営を監督する役割を果たしていただいております。同氏には、引き続き客観的な視点から経営全般に係る積極的な意見をいただくとともに、経営を監督・監査する役割を担っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

■ 独立性

井上恵介氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出ております。

候補者番号

3

やま ざき じょう いち
 山 崎 穰 一

1955年1月9日生



再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類
及び数

0株

■ 社外取締役在任年数
(本総会終結時)

2年

■ 当事業年度における
取締役会への出席状況

15回中15回出席

■ 当事業年度における
監査等委員会への出席状況

14回中14回出席

■ 当事業年度における
指名・報酬委員会への出席状況

6回中6回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

1978年4月 大蔵省入省
 1985年5月 理財局国債課課長補佐
 1995年1月 在大韓民国日本国大使館参事官
 1997年7月 証券局証券市場課公社債市場室長
 1998年12月 金融再生委員会事務局金融危機管理課長
 2000年7月 主計局主計官（国土交通省、環境省担当）
 2005年12月 金融庁総務企画局参事官（監督局担当）
 2009年7月 東海財務局長
 2010年7月 近畿財務局長
 2011年7月 独立行政法人国立印刷局理事
 2012年7月 税務大学校長
 2013年2月 財務省辞職
 2013年3月 農林中央金庫監事
 2018年12月 損害保険ジャパン(株)顧問
 2019年5月 損保ジャパンDC証券(株)常勤監査役
 2020年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

■ 重要な兼職の状況

—

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山崎穰一氏は、金融庁総務企画局参事官、東海財務局長等を歴任されており、その実績・識見は高く評価されているところであります。同氏には、引き続き同氏の経験等を当社経営の監督・監査に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

■ 独立性

山崎穰一氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出ております。

候補者番号

4

いけ だ あや こ
池 田 綾 子

1959年12月5日生



再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類及び数

0株

■ 社外取締役在任年数 (本総会終結時)

1年

■ 当事業年度における 取締役会への出席状況

11回中11回出席

■ 当事業年度における 監査等委員会への出席状況

10回中10回出席

■ 当事業年度における 指名・報酬委員会への出席状況

4回中4回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1984年4月 弁護士名簿登録・第二東京弁護士会入会
原後法律事務所（現 原後総合法律事務所）
- 1990年1月 米国ステプター・アンド・ジョンソン法律事務所
- 1991年4月 ニューヨーク州弁護士資格取得
- 1992年9月 濱田松本法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）（現任）
- 2002年4月 司法研修所教官（民事弁護担当）
- 2006年4月 日本弁護士連合会事務次長
- 2015年4月 日本弁護士連合会常務理事
第二東京弁護士会副会長
- 2021年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

■ 重要な兼職の状況

森・濱田松本法律事務所 弁護士

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

池田綾子氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い識見・専門性を有しております。企業の業務執行にあたった直接の経験は有していませんが、官公署において数多くの委員を務められており、法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に十分な役割を果たしていただいております。同氏には、引き続き客観的な視点から経営全般に係る積極的な意見をいただくとともに、経営を監督・監査する役割を担っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

■ 独立性

池田綾子氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出ております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上表における「当社」は、2009年3月までは商号変更前の「東海東京証券株式会社」、2009年4月以降は商号変更後の「東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社」であります。
3. 当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、大野哲嗣、井上恵介、山崎穰一及び池田綾子の各氏との間で責任限定契約を締結しております。これら各氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は以下のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項第1号ハ及び第2号に規定される金額の合計額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社及び一部の子会社を除く子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案通り承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
- （保険料につきましては、子会社の一部役員を除き、特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。）
- なお、各候補者の任期途中である2022年7月1日に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

ご参考

取締役会の構成（スキル・マトリックス）

氏名	役職等		各委員会の構成				主な専門性・バックグラウンド						
			監査等委員会	指名・報酬委員会	総合リスク管理委員会	人事委員会	企業経営	グローバル	法務	財務会計	行政経験	ICT	
石田 建昭	代表取締役会長	業務執行		○	○	○	○	○					
合田 一郎	代表取締役社長	業務執行			○	○	○						
山根 秀昭	取締役副社長	業務執行			○	○	○	○					
中山 恒博	社外取締役	独立役員 非業務執行		○			○						
藤原 洋	社外取締役	独立役員 非業務執行		○			○						○
大野 哲嗣	取締役	非業務執行	○								○		
井上 恵介	社外取締役 監査等委員会委員長	独立役員 非業務執行	○				○						
山崎 穰一	社外取締役	独立役員 非業務執行	○	○								○	
池田 綾子	社外取締役	独立役員 非業務執行	○	○					○				

※第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の構成（予定）です。

取締役の選任に関する方針・手続き

（方針） 当社の取締役会は、取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）については、取締役候補者選任基準に基づき、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有し、監督機能の向上に資する者を選任しております。監査等委員である取締役候補者については、監査等委員でない取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有する者を選任しております。また、社外取締役候補者については、上記に加え、別に定める社外取締役の「独立性判断基準」を考慮し選任しております。当社は社外取締役が全取締役の過半数に達しておりますが、取締役の指名に関する決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、「指名・報酬委員会」を設置しております。

（手続き） 上記方針に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指名に関する事項については、指名・報酬委員会の答申を踏まえて審議の上、取締役会が決定しております。なお、監査等委員である取締役の指名に関する事項については、指名・報酬委員会からの答申を得た後に、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会が決定しております。

社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性判断基準を定め、以下に掲げるいずれかに該当する場合は、独立性を有していないものとしています。

1. 当社又はその子会社の業務執行取締役、執行役員又はその他の使用人、又は過去において業務執行取締役、執行役員又はその他の使用人であった者。
2. 金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行取締役、執行役員、執行役員又はその他の使用人（以下、「業務執行者」という。）又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
3. 当社又はその子会社を主要な取引先とする者（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
4. 当社又はその子会社の主要な取引先（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
5. 当社又はその子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者等（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
6. 当社又はその子会社から、一定額（過去3年間平均にて年間1,000万円）を超える寄付金を受領している者（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
7. 当社又はその子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他財産（過去3年間平均にて年間1,000万円以上の額）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家及び弁護士等の法律専門家（その者が法人・組合等の団体である場合、その団体に所属する者を含む。）。
8. 当社又はその子会社の会計監査人又は会計監査人の社員等（最近3年間において当社又はその子会社の監査業務に従事した者を含む。）。
9. 当社の子会社が主幹事証券会社を務める会社の業務執行者（最近3年間において業務執行者であった者も含む。）。
10. 上記1から9のいずれかに該当している者の近親者（配偶者、二親等内の親族若しくは同居の親族）。
11. 当社又はその子会社の社外役員（取締役及び監査役）としての在任期間が通算8年を経過している者。
12. その他、当社の一般株主全体との間で上記1から11までで考慮されている事由以外の事情で実質的な利益相反が生じるおそれがある者。

上記に掲げるいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役とすることができるとします。なお、上記に掲げるいずれにも該当せず、独立社外取締役として選定することが可能である者であっても、総合的に判断して独立社外取締役候補者として選定しないことを妨げません。

※ 「主要な取引先」：直近事業年度の年間連結営業収益の2%を超える場合をいいます。

第5号議案 会計監査人選任の件

会計監査人の有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会の決定に基づき、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選任することをお願いいたしますと存じます。

監査等委員会が有限責任 あずさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、2020年12月21日付で決議した「会計監査人のローテーション制度導入に関する基本方針」に基づき、監査に新しい視点（フレッシュ・アイ）を導入することで、馴れ合いとなることのないように質の高い監査を目指し、会計監査の透明性を担保することにより株主の利益に資するため、会計監査人として要求される専門性、独立性、品質管理体制および監査報酬等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したものであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地及び沿革等は、次のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

名称	有限責任 あずさ監査法人
主たる事務所の所在地	東京都新宿区津久戸町1番2号
沿革	<p>1969年7月 監査法人朝日会計社設立</p> <p>1985年7月 監査法人朝日新和会計社設立</p> <p>1993年10月 井上斎藤英和監査法人（1978年4月設立）と合併し、名称を朝日監査法人とする。</p> <p>2004年1月 あずさ監査法人（2003年2月設立）と合併し、名称をあずさ監査法人とする。</p> <p>2010年7月 有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任 あずさ監査法人とする。</p>
概要	<p>構成人員：</p> <p>公認会計士 2,970名（代表社員30名、社員500名）</p> <p>会計士試験合格者等 1,172名、監査補助職員 1,190名（特定社員35名、うち代表社員2名）、その他職員 724名、合計 6,056名</p> <p>クライアント数：</p> <p>監査証明業務 3,660社</p> <p>資本金：3,000百万円</p>

第6号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の業務執行取締役3名に対し、当期の業績を勘案のうえ、取締役賞与総額70,285,000円を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、事業報告51頁「**8**取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、本議案は当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

第7号議案 当社及び子会社の取締役・使用人に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして当社及び子会社の業務執行取締役・使用人に対して新株予約権（以下、「本件新株予約権」という。）を無償発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の業務執行取締役に対して付与いたしますストック・オプションとしての報酬額は、事業報告51頁「**6** 取締役のストック・オプション（非金銭報酬）に関する事項」に記載のとおり、本件新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる本件新株予約権の総数を乗じた額となり、現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額として第104期定時株主総会決議により、ご承認いただいております年額300百万円に含めております。

また、当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、事業報告51頁「**8** 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、本議案は当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認されますと、そのうち本議案の対象となる当社の取締役は、当社の業務執行取締役3名となる予定です。

- (1) 特に有利な条件をもって本件新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
株主との利害の一致を図りながら、当社及び子会社の業務執行取締役・使用人に当社グループ全体の業績向上という共通のインセンティブを与え、もって連結業績の向上を図ることを目的として、当社及び子会社の業務執行取締役・使用人に対して、本件新株予約権を無償で発行するものであります。
- (2) 本総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる本件新株予約権の数の上限
本総会の決議により、割り当てることができる本件新株予約権の数は1,600個を上限といたします。また、本件新株予約権を行使することにより交付される当社普通株式の数は、160万株（発行済株式総数比約0.61%）を上限といたします。
ただし、後述の(4)①の規定に従い、付与株式数の調整が行われた場合は、本件新株予約権にかかる調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限の数を乗じた数とします。
- (3) 本件新株予約権については、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととします。

(4) 本件新株予約権の内容

① 本件新株予約権の目的である株式の数

本件新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は当社普通株式 1,000株とします。

なお、本件新株予約権割当て後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、本件新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整します。

ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

上記のほか、本件新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができますものとします。

② 本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本件新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、本件新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げます。

本件新株予約権割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社普通株式の処分（新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、当社の保有する当社普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新

規発行株式数」を「処分する当社普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替えます。

上記のほか、本件新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができますものとします。

③ 本件新株予約権の行使期間

本件新株予約権の割当日から2年を経過する日が属する月の翌月1日から、5年間といたします。

④ 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(ロ) 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑤ 譲渡による本件新株予約権の取得の制限

譲渡による本件新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑥ 合併、会社分割等の組織再編行為の場合の措置

当社が他社と吸収合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、新設合併、会社分割その他の組織再編（以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本件新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとします。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本件新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後株式数」という。）とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

- (二) 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める本件新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記③に定める本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (ホ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定します。
- (ヘ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記②で定められる行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とします。
- (ト) その他新株予約権の行使の条件及び新株予約権の取得事由
下記⑦及び⑨に準じて決定します。
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とします。
- ⑦ 本件新株予約権の取得事由
吸収合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書（会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。）の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本件新株予約権が承継されないこととなった場合、本件新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本件新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ⑧ 本件新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。
- ⑨ その他の本件新株予約権の行使の条件
- (イ) 新株予約権者は、本件新株予約権行使時において、当社又は子会社の取締役・使用人（使用人には当社又は子会社への出向者を含む。）たる地位を有することを要するものとします。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職、当社又は子会社の申し入れによる辞任、退職等正当な理由に基づいてかかる地位を喪失した場合はこの限りではありません。
- (ロ) 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、未行使分の本件新株予約権を行使することはできなくなるものとします。
- (i) 当社若しくは子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
- (ii) 禁固以上の刑に処せられた場合。

- (iii) 破産の申立若しくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立若しくは滞納処分を受けた場合。

<株主提案>

第8号議案、第9号議案及び第10号議案は、株主（1名）からのご提案によるものです。なお、当該提案株主（1名）の議決権の数は400個（議決権比率0.015%）であります。

以下の各議案の「件名」、「提案内容」及び「提案理由」は、形式的な修正を除き、誤字・脱字や事実認識も含め、当該提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

第8号議案 定款一部変更の件（商号変更）

提案内容

「東海東京フィナンシャル・ホールディングス」を「東海東京・石田フィナンシャル・ホールディングス」に改名することを提案する。

提案理由

石田建昭氏は1968年4月（株）東海銀行に入行し、一貫して関連企業の重責を担い、2004年6月には当社代表取締役副社長に就任以来、今日まで約18年間の長期トップリーダーとして君臨している。当社の重要な兼職を果たしてきた功績は計り知れないものである。現在も会社に対する責任・経営トップへの執念は人一倍強く、燃え尽きることはない。一言でいえば闘魂の人物である。また当社の普通株を石田氏は個人で「458,500株」所有している。これはオーナー経営者に匹敵する株数と言える。半面、日本株式市場では情報感度が高い富裕層は日本株離れが激しく、米国株などへの海外投資が盛んである。しかし、会社は石田氏の長期的リーダーシップの功績に頼り、これからも反永久的に東海東京FGの為、尽力願いたい。また、昭和時代の象徴として、商号を東海東京・石田フィナンシャル・ホールディングスと改名することを提案する。

【第8号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**します。

2. 反対の理由

当社は、持株会社体制への移行に伴い、2008年12月12日開催の当社臨時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、2009年4月1日付で商号を「東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社」と変更いたしました。

本議案は、当社の商号を変更するものですが、石田建昭氏が保有する当社の株式数は500,300株であり、当社の発行済株式総数の約0.19%に過ぎず、石田建昭氏が当社のオーナー経営者であるという実態はございませんので、提案された商号は実態に沿わない不適切な内容であり、13年間使用されてきた商号を提案された商号に変更することは、株主共同の利益又は企業価値の向上に資するものではないと判断しております。

したがって、取締役会としましては、本議案に反対いたします。

第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名解任の件

提案内容

- ① 代表取締役社長 合 田 一 郎氏を解任する。
- ② 取締役 山 根 秀 昭氏を解任する。

- ① 代表取締役社長 合 田 一 郎氏を解任す

提案理由

2021年6月石田会長、合田社長との合意制であると発表された。

しかし、東海東京F Gの経営体制の刷新は10年以上も遅れている。

また、人事機能は10数年前から硬直状態の化石。

その一端が「山口F Gとの共同事業ワイエム証券問題」にある。事業費12億7千万円の内40%を東海東京証券が出資し発足。

発足から約15年の年月が流れ、山口F G騒動で醜いやり文章が発表された。イメージダウンが拡散。また、グレイス上場廃止も幹事会社として体を成していない。未熟な調査能力により上場廃止・顧客は大迷惑。

株価低迷。散々である。東京本社の高額家賃とは雲泥万里である。プライム市場という器は優良企業の認定ではない。投資家本位の改革である。

「論語とそろばん」の実業家の言葉では、株主・顧客すべてが喜ぶこと。東海東京F Gは上場廃止会社を排出し顧客に、迷惑を掛け、低配当でも役員は笑顔の天国。株主地獄。合田一郎氏の責任。

- ② 取締役 山 根 秀 昭氏を解任する。

提案理由

オルクドール・ソサエティなどの4つの未来戦略を推進中とのことであるが企業内ネットワーク、つまり株主還元・株主総会での情報公開は全く進んでない。東海東京F Gはブラックボックス状態である。其の一件がワイエム証券問題にある。山口F Gの特別調査委員会資料が株主に入るまで、質問に答えず、個別案件として説明を避けた。東海東京F Gは石田(C E O)を中心に、人口衛星的に役員が毎年交代し、其の周りをぐるぐる回転しながら回っている人事である。

株主疎外の会社経営。会社はまず、株主から信頼されてこそ株式会社と言える。いくら未来を語っても心に響かない計画、株主に喜びが還元されない立案計画。取締役会の切磋琢磨・ガバナンスが全く感じない。いくら優れた人物でも長期ワンマン体制は会社には毒。日大問題がいい事例。またグレイス上場廃止は取締役の形骸化其の物。株主は一度も役員の実績に満足していない。哀れな存在。

【第9号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**します。

2. 反対の理由

代表取締役社長合田一郎及び取締役山根秀昭の2氏は、取締役就任以来、豊富な業務経験や見識を活かし、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督などの点において、当社グループの発展、経営基盤の強化に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

したがいまして、取締役会としましては、同2氏を当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として適任と判断しており、同2氏の解任に反対いたします。

なお、当社の監査等委員会も、同2氏を当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として適任と判断しており、同2氏の解任に反対しております。

第10号議案（監査等委員）社外取締役2名解任の件

提案内容

- ① 社外取締役 中山恒博氏 解任する。
- ② 社外取締役 池田綾子氏 解任する。

- ① 社外取締役 中山恒博氏 解任する。

提案理由

新生銀行・みずほ銀行・山口FGなど当社も含め、社外取締役は、他分野での活躍が謳い文句で就任する。しかし、誰一人として株主目線には立たない。常に重心は報酬が出る執行役員側にある。株主がいくら監査役に「業務・会計」の基本チェックを望んでも、新生銀行・みずほ銀行・山口FGの不祥事は監査機能が形骸化され機能してない証拠。中山氏は金融機関の企業経営者・証券会社の経営者として豊富な経験を売り物としている。しかし、東海東京FGの経営トップの長期ワンマン体制を正常な会社経営と黙認。お家騒動の山口FGとの付き合い・グレイス上場廃止も熟知。また、日大問題の長期欠陥も知る。

中山氏は株主が求める監査等委員として不適格である。株主に代り会社の矛盾・改良・改善に全く手を付けない。また社外取締役として認識・器量不足で解任する。

② 社外取締役 池田綾子氏 解任する。

提案理由

池田氏は長年にわたる弁護士として豊富な経験と高い見識や専門性がある。だから「独立性判断基準」を満たし、当社監査等委員取締役として十分な役割を果たせるとある。しかし東海東京FGと山口FGとの「漫画的・ワイエム証券問題の指導」。また、グレイス上場時の調査・指導の不明点。また、東海東京FGの石田氏トップが約18年に亘り君臨する実態。会社として正常な運営に当たるのか弁護士として専門的に指導発揮・発言したのか全く見えない。昨今、いい例が長期政権日大問題。幹事会社としてグレイス上場は会社に利益を与えた。しかし、上場廃止の犠牲者も大。イメージダウンに繋がった。

私は四銀との株主代表訴訟で10年間闘い最高裁判所で勝訴し、判例を作った苦しい経験がある。株主目線・株主本位の改革がプライム市場と聞く。貴社は優良企業の器ではない。株主に代り矛盾を改良・改善する役目が社外取締役として皆無。解任する。

【第10号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**します。

2. 反対の理由

社外取締役中山恒博氏及び社外取締役池田綾子氏は、社外取締役就任以来、それぞれの豊富な業務経験と高い識見・専門的な知見を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に尽力しており、十分にその職責を果たしております（なお、中山恒博氏は、2021年6月25日開催の第109期定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任されて就任し、同日付で監査等委員である取締役を辞任いたしましたので、現在は、監査等委員ではない取締役です。）。

したがって、取締役会としましては、同2氏を当社の社外取締役として適任と判断しており、同2氏の解任に反対いたします。

なお、当社の監査等委員会も、同2氏を当社の社外取締役として適任と判断しており、同2氏の解任に反対しております。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）のわが国経済は、新型コロナウイルス感染が拡大と収束を繰り返す中、経済活動抑制策が維持されたことを受けて個人消費の停滞が続きました。また供給サイドでは、部品・部材不足から自動車業界を中心に生産縮小の動きが拡大しました。その結果、日本経済は四半期毎にプラス成長とマイナス成長を交互に継続するなど、景気正常化の遅れが顕著となりました。足元では、資源や一部商品の価格上昇や円安等による物価高の影響が不安視されています。

一方、海外経済は、「ウィズ・コロナ」の政策の下で一定以上の経済活動を維持、回復基調を継続しました。足元では欧米の主要国において、インフレ上昇が大きな問題となっており、これに対抗するために各国中銀が金融引き締めを積極化させつつある点は、今後の不安材料として注視していく必要があります。

日本株市場では、4月に29,400円台で始まった日経平均が新型コロナウイルス感染拡大等を受け夏場にかけて弱含み、8月には一時27,000円を割り込みました。しかし、9月初めの菅首相（当時）の退陣表明を機に急反発し、同月中旬には一旦30,000円台を回復しました。ところが自民党総裁選での岸田新総裁の誕生を機に成長・改革への期待感が後退、日経平均はその後年末にかけて28,000円台を中心とするボックス相場を継続しました。年明け以降は、米金利上昇やウクライナ情勢の悪化等を受けて下落基調が継続、3月初旬には一時25,000円を下回りました。その後は反発したものの、最終的に27,800円台で期末を迎えています。なお、4～3月の東証1部の1日当たり平均売買代金は3兆1,687億円となり、前年同期の2兆8,090億円を上回りました。

米株市場では、4月に33,000ドル近辺で始まったダウ平均が、景気正常化を背景に概ね上昇基調を継続しました。9月にやや大きな調整はあったものの、10月には好決算を材料に再度上値を追う展開となり、11月初旬には過去最高値となる36,500ドル台を付けました。その後、同月終盤の新型コロナウイルス変異種（オミクロン株）検出の報道を受け、ダウ平均は一時34,000ドル近辺まで下げたものの、景気正常化シナリオが崩れない中、年末にかけて反発、年明け4日には最高値を36,799.65ドル（終値ベース）まで伸ばしました。その後はF R B（米連邦準備制度理事会）のタカ派化や、ウクライナ情勢の悪化などを背景に一時32,200ドル台まで下落しましたが、悪材料織り込み後は反発に転じ、最終的に34,600ドル台で3月末を迎えました。

日本の長期金利の指標である10年物国債利回りは4月に0.12%で始まった後、国内景気の先行き懸念から8月には期中最低金利となるゼロ%をつけました。その後は年末にかけて概ねゼロ%から0.10%の間で推移しました。年明けからは米金利上昇につれ高くなり、3月28日に0.25%まで急伸びしましたが、日銀の「指し値オペ」により0.21%で3月の取引を終えました。

一方、米長期金利（10年物国債利回り）は4月に1.74%で始まった後、市場予想を下回る米経済指標や世界的な新型コロナ（デルタ株）拡大などから米国債需要が高まり、8月には期中最低金利となる1.13%をつけました。その後は、F R Bの金融政策の正常化観測を背景に上昇を続け、3月28日に期中最高金利となる2.55%をつけ、2.34%で3月の取引を終了しました。

為替市場では、ドル円が4月に1ドル110円台で始まった後、23日には期中最安値の107円台をつけました。9月半ばにかけて110円前後で推移した後、9月のFOMC（米連邦公開市場委員会）で資産買入縮小が示されるとドル高が進行し、ドル円は115円台を回復しました。ウクライナ紛争による安全通貨としての円買いは限定的で、日米金利差拡大や日本の貿易赤字定着などを背景に3月28日には6年7ヵ月ぶりの高値となる125円台まで急伸し、121円台で3月の取引を終えました。

当社グループの経営成績の概況

営業収益	80,975百万円 前期比16.7%増加
純営業収益	78,249百万円 前期比16.7%増加

経常利益	12,979百万円 前期比3.4%増加
親会社株主に帰属する 当期純利益	13,150百万円 前期比44.6%増加

受入手数料

当連結会計年度の受入手数料の合計は20.5%増加し、375億75百万円を計上いたしました。

① 委託手数料

当社の主要子会社である東海東京証券株式会社の株式委託売買高は23.6%減少し26億41百万株、株式委託売買金額は12.6%減少し5兆3,508億円となり、当社グループの株式委託手数料は2.0%減少し132億66百万円の計上。委託手数料全体では横ばいの139億29百万円を計上いたしました。

② 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式は3.5%減少し7億22百万円を計上いたしました。一方、債券は86.7%増加し6億10百万円の計上となり、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料全体では23.9%増加し13億33百万円を計上いたしました。

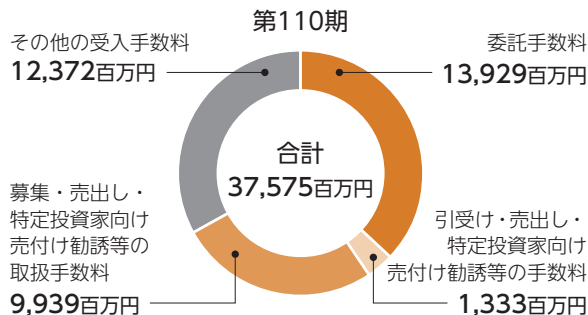
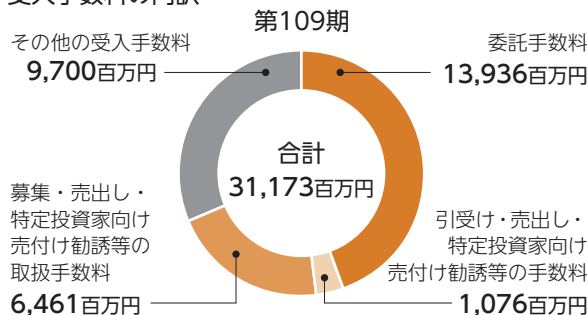
③ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

受益証券は、グループ会社の増加により54.0%増加し99億31百万円の計上となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では53.8%増加し99億39百万円を計上いたしました。

④ その他の受入手数料

投資信託の代行手数料は60.4%増加し58億51百万円、保険手数料収入は15.3%増加し36億93百万円の計上となり、その他の受入手数料全体では27.6%増加し123億72百万円を計上いたしました。

受入手数料の内訳



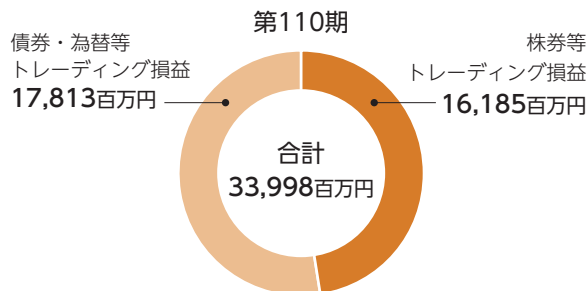
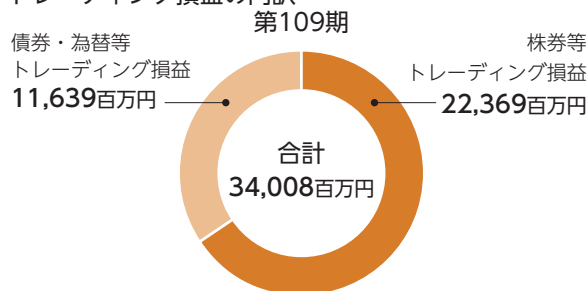
トレーディング損益

当連結会計年度の株券等トレーディング損益は27.6%減少し161億85百万円の利益の計上となり、外貨建債券や仕組債の売買を中心とした債券・為替等トレーディング損益は53.1%増加し178億13百万円の利益を計上いたしました。この結果、トレーディング損益の合計は横ばいの339億98百万円の利益を計上いたしました。

金融収支

当連結会計年度の金融収益は124.9%増加し94億1百万円を計上いたしました。また、金融費用は17.4%増加し27億26百万円を計上し、差引の金融収支は259.2%増加し66億75百万円の利益を計上いたしました。

トレーディング損益の内訳



販売費及び一般管理費

当連結会計年度の取引関係費は I F A 仲介手数料の増加やグループ会社の増加などから28.6%増加し131億27百万円となりました。また、グループ会社の増加などにより、人件費は17.5%増加し323億20百万円、不動産関係費は13.8%増加し77億32百万円、事務費は28.0%増加し86億45百万円となりました。この結果、販売費及び一般管理費の合計は19.2%増加し683億68百万円を計上いたしました。

営業外損益

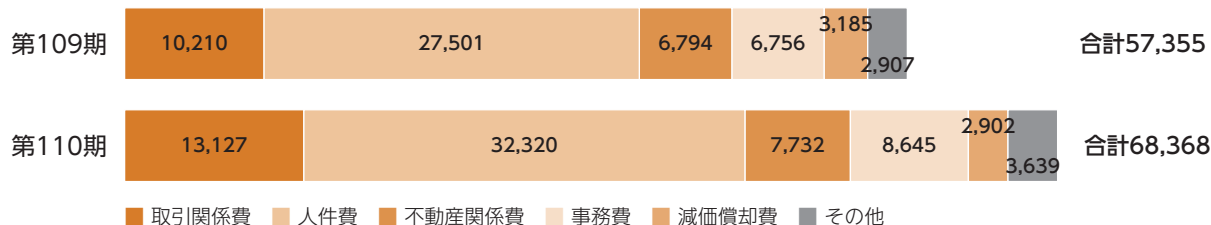
当連結会計年度の営業外収益は、持分法による投資利益11億79百万円、受取配当金6億72百万円などを計上し、営業外収益の合計は3.3%増加し33億41百万円となりました。また、営業外費用は、投資事業組合運用損が2億4百万円などを計上し、営業外費用の合計は34.3%減少し2億43百万円となりました。

特別損益

当連結会計年度の主な特別利益は、エース証券の完全子会社化に伴い特別利益として負ののれん発生益82億68百万円を計上し、特別損失として段階取得に係る差損24億73百万円を計上いたしました。

販売費及び一般管理費の内訳

(単位：百万円)



② 対処すべき課題 ～2022年4月より開始する新中期経営計画の概要

《これまでの中期経営計画》

当社グループは、2017年4月よりスタートした中期経営計画「New Age's, Flag Bearer 5～新時代の旗手～」の最終年度にあたり、より一層、取引基盤を拡充するための重点グループ戦略として、東海東京証券株式会社（以下、「東海東京証券」）の収益力を強化するとともに、4つの未来戦略として「オルクドール・ソサエティ、オルクドール・エコシステム」、「地銀サポートプログラム」、「東海東京デジタルワールド」及び「グレート・プラットフォーム」を構築し、個人・法人のお客様から寄せられるニーズの多様化や高度化にお応えできる、先進的な「総合金融グループ」への進化を加速してまいりました。

同計画最終年度にあたる当連結会計年度において、自己資本利益率（ROE）が10%のKGI目標に対し7.8%、経常利益が300億円の目標に対し129億円、グループ預かり資産が10兆円の目標に対し8.2兆円となりました。

この5年間の中期経営計画（「New Age's, Flag Bearer 5 ～新時代の旗手～」）による主な成果と課題は以下のとおりであります。

項目		成果	課題
さらなる経営基盤の強化と成長	(東海東京証券) リテール顧客セグメント別戦略の独自性の追求	<ul style="list-style-type: none"> ・セグメント（富裕層・成熟層・資産形成層）別営業体制の構築 ・リテールA B C D戦略の推進 ・AIデータベースマーケティングの高度化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストック収入の拡大 ・ソリューション営業力の強化
	(東海東京証券) 法人トライラテラルとグローバルマーケットでの業務拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・商品組成力・供給力の強化 ・マーケット・法人、投資銀行、ウェルス部門の連携 ・M&A・事業承継機能の獲得・提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケット・法人部門／月間営業収益30億円体制の定着 ～2022年3月単月にて達成 ・商品ラインナップの拡充 ・法人顧客層の広がり と提案力の強化
	「グレート・プラットフォーム」モデルへと進化し、サービスを強化	<ul style="list-style-type: none"> ・保険代理店ビジネスの収益化 ・金融商品仲介ビジネスの強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・独自のビジネスモデルの更なる進化
	生産性革命と人財の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・営業店総務課の集約 ・「広域拠点-サテライト店舗」体制の構築（店舗効率化） ・テレワークインフラの整備 ・RPA / BPRによる業務時間の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業店舗戦略の推進 ・グループ機能活用による外部流出コストの抑止 ・エース証券統合によるコストシナジー発揮
	組織管理と防衛ラインの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・FD推進の浸透 ・3線防衛体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的なグループリスク管理の強化（予防的管理を重視）
	「人間性」と「専門性」	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ型人事制度の導入 ・多様な研修制度のラインナップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・新人事制度、ダイバーシティ推進の更なる高度化
戦略テーマの追求	6つの戦略テーマの追求 (同業他社M&A、資産運用機能、多様な年金・保険機能、銀行機能、海外戦略、大都市圏)	<ul style="list-style-type: none"> ・同業M&A（高木証券との合併、エース証券の完全子会社化） ・保険（ETERNAL、メビウス）機能のグループ化 ・首都圏でのサービス機能・顧客基盤の拡充（「オルクドール・サロンTOKYO」オープン、他） 	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行機能の獲得 ・資産運用機能の強化

項目		成果	課題
未来戦略 (新しいビジネスモデルの創生)	4つの未来戦略 ・オルクドール・ソサエティ、オルクドール・エコシステム ・地銀サポートプログラム ・TTデジタルワールド ・グレート・プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ・オルクドールのコミュニティ強化・拡大 ・提携合併証券2社立ち上げ(とちぎんTT証券、十六TT証券)、金融商品仲介開始(フィデアHD) ・地銀との連携強化によるネットワーク拡大 ・デジタル領域への積極投資により新たな金融サービス展開、DX銘柄2021に選定 ・おかねのコンパス(資産管理アプリ)リリース ・シンガポール上場セキュリティトークンの発行支援(国内第1号)、国内投資家へ販売 ・スマホ専門証券「CHEER証券」開業。～米国株にワンコイン(500円)から投資可能な国内初のサービスを導入 ・事業会社ネットワークの構築に向けた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・オルクドールメンバーに対する更なるサービスの拡充 ・地銀ビジネスによる収益拡大 ・多様なデジタル技術を活用した収益機会創出 ・事業会社ネットワークを活かした独自のビジネスモデルの構築

《新中期経営計画》

当社グループでは、これらの課題を乗り越え、また、更なる飛躍に向け、新たな5カ年の中期経営計画として、「Beyond Our Limits」～異次元への挑戦」を策定し、2022年4月よりスタートしております。新中期経営計画では、独自のビジネスモデルを一層磨き、拡大を図ることにより、厳しい環境にも負けず大きな発展を遂げていくことで、「誇り」と「憧れ」を感じる企業グループとなることを目指します。仲間とともに自らの限界や壁を超えた(“Beyond Our Limits”)総合金融グループとなるために(1)「Social Value & Justice」comes first」を新中期経営計画における行動指針として、(2)「異次元の世界」を創生する革新的な戦略を推進してまいります。

“Beyond Our Limits” ~ 異次元への挑戦

目指す姿

「誇り」と「憧れ」を感じる企業グループ

行動指針

“Social Value & Justice” comes first

目指す地点

異次元の世界

戦略の基本方針

Powerful Partners

新たな事業基盤の獲得
協業企業と相互に事業基盤を活用
新しい連携モデルの構築

Next Stage

金融力の強化
証券を中心に収益力を強化
当社グループの魅力の源泉

“Social Value & Justice”

Our Limits

New Bonanza

新たなサービスを開発・提供
前経営計画「戦略テーマの追求」を
継承・飛躍的發展

異次元の世界

(1) 「“Social Value & Justice” comes first」

「“Social Value & Justice” comes first」は、当社グループの「社会的価値の追求・社会的正義の遂行なくして企業の存在価値なし」との信念に基づき、“Social Value & Justice”を全ての行動、ビジネス、サービスの選択基準、前提条件に据えるものです。

(2) 「異次元の世界」

当社グループにとっての「異次元の世界」とは、自らの現時点における限界や壁である“*Our Limits*”を乗り越えた先にある地点です。「異次元の世界」へ向かうために、当社グループがこれまで培ってきた金融力を“*Next Stage*”へ引き上げ、新たなビジネス機会である“*New Bonanza*”へ挑み、さらに強力なアライアンスパートナーである“*Powerful Partners*”と協力関係を築くことで、限界を突破します。それぞれが相互に連携することで、当社グループは異次元の成長を遂げ、価値を最大化する独自のビジネスモデルを構築することを企図しております。

≪グループ組織の強化≫

新たな中期経営計画の初年度にあたり、掲げられた「当社グループが目指す姿」に向けた「戦略の基本方針」を革新的かつ大胆に遂行していくべく、2022年4月1日付で組織改革を実施しております（詳細は2022年3月25日プレスリリース内容をご参照ください）。

≪サステナビリティの取組み≫

当社グループの存在意義として、新中期経営計画にて新たに定義・標榜する「*Social Value*（社会的価値）」及び「*Social Justice*（社会的正義）」観に基づいたグループ施策として、サステナビリティの取組みを今後、より一層積極化し、社会課題の解決に貢献してまいります。2021年4月以降における当社グループの主な活動実績は以下のとおりであります。

- (健康)：北京五輪アスリート採用、「健康経営優良法人2022」及び「スポーツエールカンパニー2022」認定、「東京都スポーツ推進モデル企業」初選定
 - (地域創生・地域貢献)：「株式会社日本共創プラットフォーム」への出資を決定、「FUJI TA学援ローン」の提供開始、「ジブリパーク」のオフィシャルパートナーに決定
 - (環境)：JICAジェンダーボンド（ソーシャルボンド）引受け、「東京グリーンボンド」引受け、「東京ソーシャルボンド」引受け、関西電力グリーンボンド引受け、当社本社入居ビル及び東海東京証券本社入居ビルへ再生可能エネルギー導入
 - (ESG)：TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言へ賛同、同提言を踏まえた初回情報開示、FTSE Russell（※）が新たに開発したESG指数「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」構成銘柄に選定
- ※ FTSE Russellはロンドン証券取引所グループ（LSEG）の完全子会社として情報サービス部門を担うグローバルインデックスプロバイダーです。

当社グループは、国際連合が提唱する「SDGs」の趣旨に賛同し、上記のような様々な取組みを実施しております。今後も当社の経営理念である『金融機能の担い手として、お客様の資産形成や資本の充実に貢献する』事業活動を通じて常にイノベティブであるとともに、地域・人・地球環境を大切にし、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

③ 設備投資・資金調達等の状況

当連結会計年度は、設備投資において特記すべき事項はありません。

資金調達につきましては、主たる事業である金融商品取引業の運転資金の調達において銀行等の金融機関からの借入金のほか、当社を調達主体とする社債の発行（当期発行総額604億93百万円、期末発行残高561億79百万円）及び短期社債の発行（当期発行総額816億円、期末発行残高145億円）を行いました。

④ 企業集団の財産及び損益の状況

区分	連結会計年度	第107期	第108期	第109期	第110期
		(2018.4.1～ 2019.3.31)	(2019.4.1～ 2020.3.31)	(2020.4.1～ 2021.3.31)	(2021.4.1～ 2022.3.31)
		百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益		64,772	61,694	69,362	80,975
(受入手数料)		(28,954)	(29,172)	(31,173)	(37,575)
経常利益		932	700	12,548	12,979
親会社株主に帰属する当期純利益		1,079	2,763	9,094	13,150
		円	円	円	円
1株当たり当期純利益		4.18	11.04	36.62	52.94
		百万円	百万円	百万円	百万円
総資産		1,391,076	1,113,313	1,416,569	1,581,231
純資産		164,300	160,404	172,684	185,568

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

5 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社31社及び関連会社14社で構成されております。

当社グループは主たる事業として、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱いその他の金融商品取引業並びに金融商品取引業に関連又は付随する業務のほか、その他の金融業等を営んでおります。当社グループは、日本をはじめ、アジア、ヨーロッパ及びアメリカの金融・資本市場に拠点を設置し、顧客の資金調達、資金運用の両面において、グローバルで幅広いサービスを提供しております。

6 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の 出資比率 %	主要な事業内容
東海東京証券株式会社	6,000	100.0	金融商品取引業
C H E E R 証券株式会社	100	100.0	金融商品取引業
エース証券株式会社	8,831	100.0	金融商品取引業
丸八証券株式会社	3,751	43.6	金融商品取引業
株式会社東海東京調査センター	50	100.0	情報サービス業、 金融商品取引業
東海東京アセットマネジメント株式会社	50	100.0	金融商品取引業
東海東京インベストメント株式会社	300	100.0	ベンチャーキャピタル業務、 有価証券の運用
東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社	250	100.0	コンサルティング業、 宅地建物取引業
東海東京アカデミー株式会社	50	100.0	教育・研修業
東海東京サービス株式会社	30	100.0	不動産の賃貸・管理、 事務代行業務
東海東京ビジネスサービス株式会社	50	80.0	証券会社のバックオフィス業務の 受託
株式会社 E T E R N A L	50	100.0	生命保険・損害保険代理店の事業
ピナクル株式会社	100	70.0	M&Aアドバイザリー業務
株式会社TTデジタル・プラットフォーム	300	100.0	電子決済等代行業、 アプリの企画・運営・開発等による 各種情報提供サービス

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited	千香港ドル 115,000	100.0%	証券業
Tokai Tokyo Securities Europe Limited	千英ポンド 3,000	100.0	証券業
Tokai Tokyo Securities (USA),Inc.	千米ドル 200	100.0	情報サービス業
Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.	千シンガポールドル 5,000	100.0	情報サービス業、資産運用業
Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.	千シンガポールドル 20,000	100.0	有価証券の運用

- (注) 1. 2021年4月16日付でエース証券株式会社及び丸八証券株式会社は、当社の子会社になっておりません。
2. 2021年10月25日付で株式会社マネーコンパス・ジャパンは、株式会社T Tデジタル・プラットフォームに商号変更しております。
3. 2021年11月12日付で3. 0証券準備株式会社は、C H E E R証券株式会社に商号変更しております。
4. 2022年5月1日付で当社の完全子会社である東海東京証券株式会社とエース証券株式会社は、東海東京証券株式会社を存続会社とする吸収合併をしております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	株式の 帳簿価額	当社の 総資産額
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	百万円 59,494	百万円 251,859

7 主要な営業所及び従業員の状況

- ① 当社の主要な営業所
本店 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
- ② 子会社の主要な営業所
(国内)
東海東京証券株式会社 (愛知県、東京都など59店舗)
CHEER証券株式会社 (東京都)
エース証券株式会社 (大阪府、東京都など10店舗)
丸八証券株式会社 (愛知県など5店舗)
株式会社東海東京調査センター (愛知県、東京都)
東海東京アセットマネジメント株式会社 (東京都)
東海東京インベストメント株式会社 (東京都)
東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社 (愛知県、東京都)
東海東京アカデミー株式会社 (東京都)
東海東京サービス株式会社 (愛知県、東京都)
東海東京ビジネスサービス株式会社 (東京都)
株式会社ETERNAL (東京都、兵庫県など46店舗)
ピナクル株式会社 (東京都)
株式会社TTデジタル・プラットフォーム (東京都)
(海外)
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited (中国・香港)
Tokai Tokyo Securities Europe Limited (英国・ロンドン市)
Tokai Tokyo Securities (USA),Inc. (米国・ニューヨーク市)
Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd. (シンガポール)
Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd. (シンガポール)
- ③ 当社及び子会社の従業員の状況

従業員数	2,847名 [496名]	前年度末比405名増 [72名増]
------	------------------	----------------------

(注) 1. 従業員数は就業人員数(当社及び子会社から外部企業への出向者を除き、外部企業から当社及び子会社への出向者を含む。)であり、臨時従業員の年間平均人員数は〔 〕内に外数で記載しております。

2. 上記のほか東海東京証券株式会社の歩合外務員の2022年3月末の人員は12名であります。

8 主要な借入先及び借入金の状況

借入先	借入金の種類	借入金残高
		百万円
株式会社三菱UFJ銀行	短期借入金	20,500
	長期借入金	21,000
株式会社みずほ銀行	短期借入金	10,000
	長期借入金	13,500
三井住友信託銀行株式会社	短期借入金	10,000
	長期借入金	7,000
株式会社横浜銀行	短期借入金	3,000
	長期借入金	5,000
株式会社西日本シティ銀行	短期借入金	3,000
	長期借入金	4,000
株式会社山口銀行	短期借入金	3,000
	長期借入金	4,000
株式会社池田泉州銀行	短期借入金	3,000
	長期借入金	2,000
株式会社もみじ銀行	短期借入金	2,000
	長期借入金	2,000
株式会社三井住友銀行	短期借入金	3,500
	長期借入金	2,000
株式会社りそな銀行	短期借入金	2,000
	長期借入金	1,000
株式会社七十七銀行	短期借入金	3,000
株式会社大垣共立銀行	短期借入金	3,000

(注) 市中銀行からの借入のうちコールマネーを除く主要なものを記載しております。

2 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 972,730,000株
- ② 発行済株式の総数 260,582,115株
- ③ 株主数 54,108名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数 株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	34,359,600	13.82
株式会社三菱UFJ銀行	12,016,853	4.83
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	8,025,700	3.23
三井住友海上火災保険株式会社	7,283,798	2.93
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	7,280,000	2.93
株式会社横浜銀行	7,014,553	2.82
日本生命保険相互会社	5,611,890	2.26
三井住友信託銀行株式会社	4,800,000	1.93
明治安田生命保険相互会社	4,406,000	1.77
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	3,904,800	1.57

- (注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。
2. 上記のほか、当社が保有しております自己株式 11,999,455株があります。

3 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	石田建昭	東海東京証券株式会社 取締役 株式会社名古屋証券取引所 取締役 一般財団法人東海東京財団 代表理事
取締役社長 (代表取締役)	※合田一朗	東海東京証券株式会社 取締役 エース証券株式会社 取締役
取締役副社長	※山根秀昭	戦略企画グループ、ビジネス企画グループ、デジタル戦略グループ管掌
取締役	※中山恒博	取締役会議長 三井不動産株式会社 取締役
取締役	藤原洋	株式会社ブロードバンドタワー 代表取締役会長 兼 社長 CEO 株式会社チェンジ 取締役 株式会社スカパーJSATホールディングス 取締役 株式会社インターネット総合研究所 代表取締役所長
取締役(監査等委員)	大野哲嗣	一般財団法人東海東京財団 監事
取締役(監査等委員)	井上恵介	麻布経済研究所 代表 カーディフ損害保険株式会社 監査役 株式会社エトワール海渡 取締役
取締役(監査等委員)	山崎穰一	
取締役(監査等委員)	※池田綾子	森・濱田松本法律事務所 弁護士

- (注) 1. ※の取締役は、2021年6月25日開催の第109期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役のうち、中山恒博、藤原洋、井上恵介、山崎穰一及び池田綾子の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対して、中山恒博、藤原洋、井上恵介、山崎穰一及び池田綾子の5氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。また、社外取締役の兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
3. 2021年6月25日開催の第109期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、川本公英、佐藤昌孝、及び水野一郎の3氏は取締役を退任いたしました。
4. 取締役(監査等委員)大野哲嗣氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
5. 取締役(監査等委員)大野哲嗣氏は、当社及び当社グループにおいて投資銀行、経営企画、財務部門等の幅広い業務に従事し、業務全般、財務会計に関する豊富な知識・経験を有しております。
6. 取締役山根秀昭氏は、2022年4月1日付で戦略推進グループ、デジタル戦略グループ管掌となっております。

7. 中山恒博氏は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）就任のため、2021年6月25日付で監査等委員である取締役を辞任しております。

② 責任限定契約に関する事項

当社と監査等委員でない取締役2名（社外取締役）及び監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第1項第1号ハ及び第2号に規定される金額の合計額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び一部の子会社を除く子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料につきましては、子会社の一部役員を除き、特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の種類別の総額（百万円）			
		金銭報酬		ストック・オプション	計
		固定報酬	業績連動報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8 (3)	210 (30)	70 (—)	2 (—)	282 (30)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 (4)	62 (42)	— (—)	— (—)	62 (42)
計 （うち社外取締役）	13 (7)	272 (72)	70 (—)	2 (—)	345 (72)

- (注) 1. 括弧内の数字は社外役員の人員数及び支給額であります。
 2. 上記業績連動報酬等の額には、第110期定時株主総会に上程の取締役賞与支給の議案が承認された場合に支給予定の取締役賞与70,285千円が含まれております。
 3. 監査等委員でない取締役の報酬について、監査等委員会で検討いたしましたましたが、特に指摘すべき点はありません。

5 取締役の業績連動報酬等に関する事項

- ① 業績指標の内容及びその選定理由
主に短期的な業績との連動性を図ることを目的に、自己資本利益率（ROE）を用いております。
- ② 業績連動報酬等の額又は数の算定方法
自己資本利益率（ROE）をベースとした連結業績に各役位の職務及び個人業績評価を加味して賞与額を算出し、毎事業年度一定の時期に、賞与を支給しております。
- ③ 業績連動報酬等の額又は算定に用いた業績指標の数値
経営計画「New Age's, Flag Bearer 5～新時代の旗手～」において、数値目標として自己資本利益率（ROE）の目標値を10%としており、当事業年度における実績値は7.8%であります。

6 取締役のストック・オプション（非金銭報酬）に関する事項

株主との利害の一致を図りながら、中長期的な当社グループ全体の業績向上というインセンティブを与え、もって連結業績の向上を図ることを目的として付与しております。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となり、当該額を株主総会決議により承認いただく取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬総額に含めるものとしています。なお、業務執行取締役の付与個数については、指名・報酬委員会へ諮問したうえで、取締役会にて決定しております。

7 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会決議	左記総会終結時点の対象者の員数
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	金銭報酬	年額300百万円以内 (うち、社外取締役分は100百万円以内)	2016年6月29日開催の第104期定時株主総会	5名（うち、社外取締役は2名）
監査等委員である取締役の報酬	金銭報酬	年額150百万円以内	2016年6月29日開催の第104期定時株主総会	4名（うち、社外取締役は3名）

8 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

- ① 決定方針の決定方法
任意の指名・報酬委員会から答申された取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針について、2021年2月22日及び同年6月25日開催の取締役会において、決議しております。

② 決定方針の内容の概要

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を定めており、その概要は以下の通りです。

当社の役員報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成するものとし、さらに業績連動報酬は、短期業績に基づき変動するインセンティブ報酬である賞与と中長期の業績に基づき変動するインセンティブ報酬であるストック・オプションにより構成するものとしております。業務執行取締役には固定報酬と業績連動報酬を7：3の割合を目安に配分しており、社外取締役及び監査等委員である取締役は、固定報酬のみの支給としております。

固定報酬については、各役位の職務に応じて毎月固定額の固定報酬を支給しております。また、業績連動報酬である賞与及びストック・オプションに関する方針は、上記「取締役の業績連動報酬等に関する事項」及び「取締役のストック・オプション（非金銭報酬等）に関する事項」に記載の通りです。

当社では、役員報酬の客観性と透明性を高めるため、指名・報酬委員会を設置しており、指名・報酬委員会では、外部報酬データベースへの参加を通じて得た同業種の報酬水準を参考に、当社の役員報酬の決定に関する算定方法及び水準について代表取締役会長、取締役会及び監査等委員会に対して答申を行っております。

また、取締役会は独立かつ客観的な見地から役員に対する監督を行う機関として、役員報酬の内容や制度構築・改定にかかる審議・決定をしております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の取締役の金銭報酬について、指名・報酬委員会からの答申に基づき、2021年6月25日開催の取締役会において、代表取締役会長石田建昭に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行っております。

代表取締役会長に委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役会長は、報酬水準の客観性と透明性を高めるため、指名・報酬委員会へ諮問したうえで、個人別の報酬等の額を決定しております。

9 社外役員に関する事項

区分	氏名	出席状況	主な活動状況
取締役 ・ 取締役 (監査等委員)	中山 恒 博	取締役会 15回／15回 指名・報酬委員会 6回／6回 監査等委員会 4回／4回	大手銀行及び証券会社での長年の経営者としての豊富な経験と高い識見・金融専門性を活かし、当社グループの戦略方針から個別施策に至るまで、経営目線での助言等を数多く行っております。さらに取締役会議長及び指名・報酬委員会議長として、審議の充実に主導的な役割を果たしております。
取締役	藤 原 洋	取締役会 14回／15回 指名・報酬委員会 4回／4回	システム関連の企業経営者として豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、当社グループのデジタル戦略への取り組み等、積極的な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	井 上 恵 介	取締役会 15回／15回 監査等委員会 14回／14回	監査等委員会の委員長として、経営層との直接、間接による対話を積極的に働きかけ、大手金融機関での長年の経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、当社のグループ戦略やガバナンス、リスクマネジメント等について、多角的な視点から広範囲に助言等を行っております。
取締役 (監査等委員)	山 崎 穰 一	取締役会 15回／15回 監査等委員会 14回／14回 指名・報酬委員会 6回／6回	長年の行政官としての金融・経済に関する専門的な知見と豊富な経験を活かし、総合的・専門的見地から当社グループの戦略や個別施策等へのリスクマネジメントを意識した積極的な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	池 田 綾 子	取締役会 11回／11回 監査等委員会 10回／10回 指名・報酬委員会 4回／4回	長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、法律の専門家として、経営から独立した立場で当社グループの戦略や監督機能の実効性強化等における助言を積極的に行っております。

(注) 中山恒博氏は、2021年6月25日開催の第109期定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任されて就任し、同日付で監査等委員である取締役を辞任いたしましたので、当事業年度の取締役会の出席状況は、監査等委員である取締役として出席した回数を含んでおります。

4 会計監査人に関する事項

1 名称

有限責任監査法人トーマツ

2 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	51百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	108百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人から当事業年度の監査計画について説明を受け、前事業年度の監査実績の分析と評価を行い、当事業年度の監査計画に基づく監査体制・監査日数等との整合性を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社及び当社の一部の国内子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外に、顧客資産の分別保管に関する法令遵守の検証業務等について対価を支払っております。

3 子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、エース証券株式会社、丸八証券株式会社、Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited、Tokai Tokyo Securities Europe Limited、Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.及びTokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

4 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員会の決議に基づき、会計監査人を解任いたします。

なお、この場合には監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行に支障等がある場合又は継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象があると判断した場合には、株主総会に上程する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

当社は、会計監査の透明性確保等の観点から「会計監査人のローテーション制度導入に関する基本方針」(2020年12月21日開催 監査等委員会決議)に基づき、会計監査人のローテーション制度を導入しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

区 分		金 額	区 分		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産	産 品		流 動 負 債	債 品	
現 金 及 び 預 金	金	100,360	ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	等	444,613
預 託 金	託 金	74,648	商 品 有 価 証 券	取 引 債 金	431,959
顧 客 分 別 金 信 託	託 金	71,225	デ リ バ テ ィ ッ プ	取 引 債 金	12,653
そ の 他 の 預 託 金	託 金	3,423	約 定 用 取 引 借 入	取 引 債 金	78,170
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	等	529,440	信 用 取 引 貸 借	取 引 債 金	18,072
商 品 有 価 証 券	等	518,527	信 用 取 引 貸 借	取 引 債 金	13,313
デ リ バ テ ィ ッ プ	取 引 債 金	10,913	有 価 証 券 貸 借	取 引 債 金	4,759
信 用 取 引 資 産	産 品	135,347	有 価 証 券 借 取	引 債 金	326,725
信 用 取 引 貸 付	金	43,335	現 先 取 引 借 入	取 引 債 金	54,073
信 用 取 引 借 証 券 担 保	金	92,011	預 受 入 期 借 証 入	取 引 債 金	272,652
有 価 証 券 担 保 貸 付	金	551,583	短 期 借 借 証 入	取 引 債 金	69,609
借 入 有 価 証 券 担 保	金	95,899	1 年 内 償 還 予 定 の 社	債 金	22,627
現 先 取 引 貸 付	金	455,683	未 払 与 賞 引 当 金	債 金	234,364
立 募 集 等 替 払 込 金	金	6,006	そ の 他 の 社 債 等	債 金	14,500
短 期 差 入 保 証 金	金	154	固 定 負 債 合 計	債 金	27,594
短 期 借 付 金	金	60,365	社 長 線 役 退 職 給 付 金	債 金	1,187
未 収 取 引 当 金	金	36,740	特 別 法 上 の 準 備 金	債 金	2,387
そ の 他 の 他 計 債 金	金	6,496	特 別 法 上 の 準 備 金	債 金	70
貸 倒 引 当 金	金	4,662	負 債 合 計	債 金	14,922
流 動 資 産 合 計		1,505,707	固 定 負 債 合 計		1,254,845
固 定 資 産	産 品		特 別 法 上 の 準 備 金	債 金	28,585
有 形 固 定 資 産	物 品	10,478	特 別 法 上 の 準 備 金	債 金	107,300
建 器 具 備	地 産	3,855	負 債 合 計	債 金	1,468
土 地	産 品	3,322	株 主 本 剰 余 金	債 金	114
無 形 固 定 資 産	ん	3,300	資 本 利 益 累 計 額	債 金	256
の ソ フ ト ウ ェ ア	権 他	7,585	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	債 金	2,389
電 話 加 入	産 品	1,247	株 主 本 剰 余 金	債 金	140,114
そ の 他 の 資 産	ん	5,879	資 本 利 益 累 計 額	債 金	703
投 資 有 価 証 券	産 品	33	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	債 金	703
投 資 有 価 証 券	産 品	425	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	債 金	1,395,663
長 期 差 入 保 証 金	産 品	57,459	株 主 本 剰 余 金	債 金	36,000
線 延 税 金 資 産	産 品	44,206	資 本 利 益 累 計 額	債 金	24,569
退 職 給 付 に 係 る 資 産	産 品	5,511	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	債 金	114,580
そ の 他 の 他 計 債 金	産 品	66	株 主 本 剰 余 金	債 金	△5,197
貸 倒 引 当 金	産 品	6,618	資 本 利 益 累 計 額	債 金	169,952
固 定 資 産 合 計		1,389	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	債 金	1,083
資 産 合 計		△332	新 非 支 配 予 株 主 持	債 金	87
		75,523	純 資 産 合 計	債 金	1,607
		1,581,231	負 債 純 資 産 合 計	債 金	2,778
				債 金	497
				債 金	12,340
				債 金	185,568
				債 金	1,581,231

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

区分			金額	
営業	業	収入	13,929	37,575
受取	入	手数料	1,333	
委託	託	手数料	9,939	
引当	出	手数料	12,372	
金	業	収入		33,998
純	業	収入		9,401
版	業	収入		80,975
	業	費用		2,726
	業	費用		78,249
	業	費用		13,127
	業	費用		32,320
	業	費用		7,732
	業	費用		8,645
	業	費用		2,902
	業	費用		1,784
	業	費用		1
	業	費用		1,852
	業	費用		68,368
	業	費用		9,881
営業	業	外	672	
受取	業	外	1,179	
投資	業	外	462	
投	業	外	414	
投	業	外	438	
そ	業	外	173	
営	業	外		3,341
業	業	外		204
投	業	外		7
為	業	外		31
そ	業	外		243
営	業	外		12,979
経	業	外		66
特	業	外		249
固	業	外		8,268
投	業	外		
負	業	外		
特	業	外		
	業	外		28
	業	外		85
	業	外		94
	業	外		348
	業	外		36
	業	外		2,473
	業	外		342
	業	外		51
	業	外		271
	業	外		1
	業	外		3,736
	業	外		17,828
税	業	外		
法	業	外		
人	業	外		
法	業	外		
	業	外		4,124
当	業	外		13,704
非	業	外		553
親	業	外		13,150

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産			流 動 負 債		
現金及び預金		4,549	短期社債		14,500
立替金		21	1年内償還予定の社債		27,600
短期貸付金		97,710	未払法人税等		602
前払金		28	未払費用		87
前払費用		311	前払受取金		720
未収入金		1,950	前受取当金		5,185
未収入益		180	賞与引当金		8
デリバティブ債権		2,649	役員賞与引当金		341
流 動 資 産 合 計		107,402	デリバティブ債権		277
固 定 資 産			その他の負債		70
有形固定資産		3,056	流動負債合計		3,178
建物		1,984	固定負債		41
構築物		23	社債		28,585
工具、器具及び備品		1,048	長期借入金		60,000
土地		0	退職給付引当金		167
無形固定資産		306	資産除去債		279
ソフトウェア		36	その他の負債		760
その他の資産		269	固 定 負 債 合 計		89,792
投資その他の資産		141,094	負 債 合 計		142,407
投資有価証券		11,027	(純 資 産 の 部)		
関係会社株式		102,908	株主資本		
その他の関係会社有価証券		363	資本金		36,000
関係会社長期貸付金		20,700	資本剰余金		9,000
従業員に対する長期貸付金		4	その他の資本剰余金		15,362
長期差入保証金		1,943	利益剰余金		24,362
長期前払費用		34	その他の利益剰余金		52,903
前払年金費用		3,002	別途積立金		26,789
繰延税金資産		610	繰越利益剰余金		26,114
その他の資産		658	利 益 剰 余 金 合 計		52,903
貸倒引当金		△159	自己株		△5,197
固 定 資 産 合 計		144,457	株 主 資 本 合 計		108,068
資 産 合 計		251,859	評価・換算差額等		885
			その他有価証券評価差額		885
			新株予約権		497
			純 資 産 合 計		109,451
			負 債 純 資 産 合 計		251,859

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目									金 額		
営	関	係	会	社	受	取	配	当	益		
関	係	会	社	受	取	配	当	金		6,448	
経		会	社	貸	付	金	利	息		1,209	
金		営	融	指	指	導		料		6,851	
営			融		収			益		886	
					収			計			15,395
営	販	売	業	及	一	費	管	理	用		
取	取	費	引	び	関	般	係	費		8,102	
人	人	引	動	関	件	費	係	費		621	
不	不	動	産	務	関	費	係	費		4,424	
事	事	産	税	償	の	公	却	費		945	
減	減	価		の	費			費		1,070	
租	租	税		の	費			費		435	
そ	そ			の	費			課		279	
金	金			の	費			他		325	
営	営			の	費			用		1,226	
				の	費			計			9,329
				の	費			益			6,066
営	受	資	業	外	配	合	收	益			
受	投	取	業	配	組	合	当	金		651	
投	資	事	業	使	の	用	運	益		1	
資	そ	産		の	収	益	用	料		266	
そ	営			の	外	合		他		42	
営				の	外	益	合	計			961
社	社	業	外	外	発	費	行	用			
投	投	債	業	組	の	行	連	費		163	
そ	そ	事		組	の	連	用	損		39	
営	営			の	費	用	合	他		13	
				の	費	用	合	計			216
				の	費	用	合	益			6,811
経	特	有	別	証	利	利	却	益			
特	投	別	利	証	利	利	却	益		114	
特	資	有	利	証	益	益	合	計			114
投	資	有	利	証	損	損	合	失			
原	資	有	利	証	復	復	合	損		209	
特	状	別	損	回	失	失	合	用		37	
								計			247
								益			6,677
税	引	前	当	期	純	利	業	税			
法	人	住	民	税	及	事	業	額		72	
法	人	税	税	等	び	調	業	計		255	
法	人	税	税	等	等	整	業	計			328
当	期	純	利	等	利	合	業	益			6,349

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 充 男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平木 達 也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 充 男指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平木 達 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第110期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。監査等委員全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。監査等委員会は、コーポレート・ガバナンスの更なる強化の観点から、企業集団として内部統制システムの整備の充実、運用の効率化は必要であると認識しており、その状況の監視と検証を継続して行ってまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 大野 哲 嗣 ㊟
監査等委員 井上 恵 介 ㊟
監査等委員 山崎 穰 一 ㊟
監査等委員 池田 綾 子 ㊟

(注) 監査等委員井上恵介、山崎穰一及び池田綾子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を、経営上の重要課題の一つとして位置づけております。そのために、迅速な意思決定と業務執行が行える体制を整えるとともに、経営の公正性と透明性を高め、あらゆるステークホルダーの皆様から信頼を獲得し、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

また、継続的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆様との協働も必要不可欠であると考えております。

このような考えのもと、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、当社ホームページにて公表しております。

(<http://www.tokaitokyo-fh.jp/corporate/governance/>)

1. 当社コーポレート・ガバナンスの主な特徴

(1) 機関設計

当社は、取締役会による経営に対する監督機能を強化するとともに、取締役会から業務執行取締役へ重要な業務執行の決定を委任することで迅速な意思決定を可能とし、取締役会でより戦略的で深度ある議論を行うため、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。

また、当社の取締役候補者の指名、取締役の解任及び報酬等の決定プロセスの客観性と透明性を確保するため、指名・報酬委員会を設置しております。

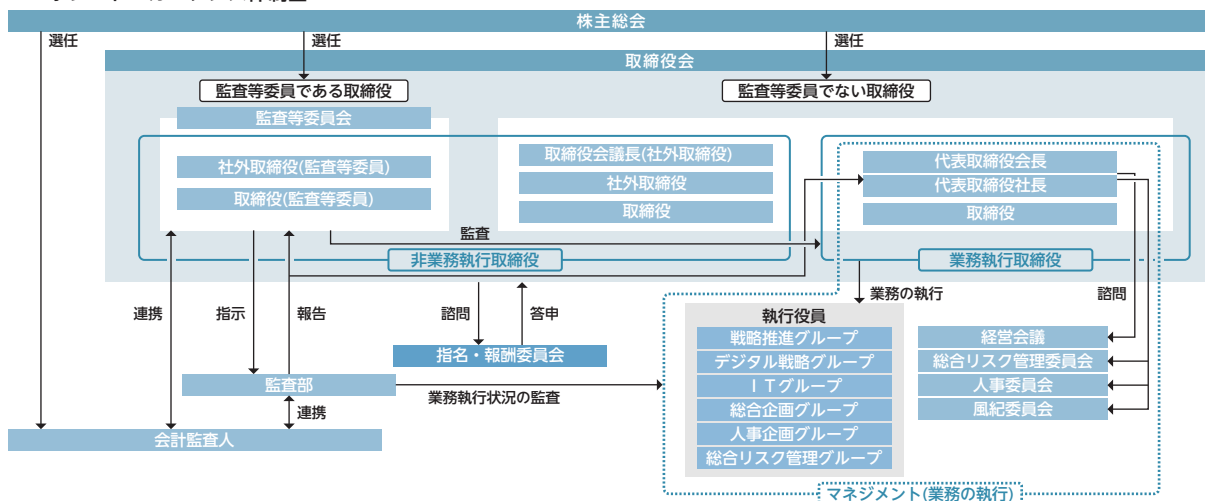
(2) 取締役会及び監査等委員会の機能の強化

当社は、取締役のうち過半数を社外取締役とすることとしており、また、取締役会の議長は、原則として社外取締役が就任することにより、審議の透明性・公平性を高め、取締役会の実効性の確保を図っております。現在は、5名の社外取締役（うち3名が監査等委員である社外取締役）を選任しており、この結果、当社の取締役会及び監査等委員会は、ともに過半数が社外取締役となり、牽制機能の強化が表現されております。

(3) 経営の「業務執行機能」と「監督機能」の明確化

当社の取締役は、主として業務執行を担う業務執行取締役と、主として業務執行の監督を担う非業務執行取締役により構成され、それぞれの役割を明確にしております。

コーポレート・ガバナンス体制図



2. 取締役会の実効性評価・分析

当社取締役会は、当社が定める「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第8条第12項に基づき、取締役会の実効性の向上を目的とした取締役会全体の分析・評価を毎年行うこととしております。

最新の取締役会実効性分析・評価の結果の概要は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
(<http://www.tokaitokyo-fh.jp/corporate/governance/>)

株主優待制度のご案内

株主の皆さまへの感謝とより多くの方々に当社株式を中長期的に保有していただくことを目的に、株主優待を以下の通り実施いたします。

2022年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された1単元（100株）以上保有する株主さまが対象です。

2022年3月期株主優待制度の内容

① カタログギフト

1,000株以上保有の株主さまには、地域の名産品等を掲載したカタログから、保有株式数に応じてお好みの商品をお選びいただくカタログギフトを進呈します。

保有株式数	優待商品
1,000株以上3,000株未満	2,000円相当の名産品等を一点
3,000株以上5,000株未満	2,000円相当の名産品等を二点
5,000株以上10,000株未満	5,000円相当の名産品等を一点
10,000株以上	5,000円相当の名産品等を二点



② クオカード

100株以上1,000株未満保有の株主さまには、一律、500円相当のクオカードを進呈します。



2018年3月末時点の株主さまより、100株以上1,000株未満保有の株主さまへの500円相当の優待商品の進呈につきましては**3年以上の継続保有を条件**といたしております。

※「3年以上継続して保有」とは、権利が確定する3月末日現在の株主名簿を含む過去の3月末日および9月末日現在の株主名簿へ同一株主番号で7回以上連続して記載されることとします。

③ 発送日

定時株主総会終了後に発送します。

■ スマホ専門証券「CHEER証券」開業・サービス開始 ～ワンコインからの米国投資～

2022年3月4日、当社子会社のスマホ専門証券「CHEER証券」が開業。同年3月14日よりサービス開始しました。“始めやすく、続けやすい、投資へ。”をコンセプトに順次、取引商品、サービスを拡充してまいります。

CHEER証券



特徴

- 米国株にワンコイン（500円）から投資ができる！
- 24時間／365日取引できる！
- スマホで簡単口座開設！

■ スポーツ振興と地域創生

● 世界を目指すアスリート社員の活動を支援

当社ではこれまでに7名のアスリートを採用し、世界をめざすアスリートの活動を支援してきました。今年度は、2022年2月に開催された北京オリンピックで5位入賞（スノーボード・ハーフパイプ）の富田き選手が新入社員として入社しました。トップアスリートの存在と活躍が社内一体感の醸成、士気の高揚に繋がります。

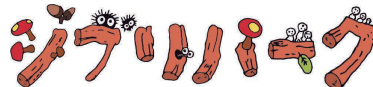
当社は今後もアスリート活動を支援し、スポーツ振興に貢献してまいります。



● 「ジブリパーク」のオフィシャルパートナーに決定！

当社中核子会社である東海東京証券は、愛・地球博記念公園（愛知県長久手市）内に開園する「ジブリパーク」のオフィシャルパートナーとなることを決定しました。グループの経営理念・私たちの使命の一つに掲げる、「地域を大事に思い、地域の繁栄・未来に貢献する企業グループであり続けます」のもと、さらなる地域創生に貢献してまいります。

東海東京証券は



©Studio Ghibli

を応援しています。

■ Orque d'or（オルクドール）新CMを制作

世界を舞台に活躍されているヴァイオリニスト葉加瀬太郎さんにご出演いただき、当社の富裕層向けブランド「Orque d'or」（オルクドール）の新CMを制作しました。当社のために作られた楽曲と堤幸彦監督・撮影のカメラワークで幻想的な光の奇跡により、「何かが始まる」特別感を表現しています。世界4大ゴルフトーナメントである「2022MASTERS」への番組提供をはじめ、全国での放映を開始しました。

CMはこちらから
ご覧いただけます →



マテリアリティ（優先すべき重要課題）

当社グループは国際連合が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組みを推進しています。



SDGs宣言

東海東京フィナンシャル・グループは、国際連合が提唱する「SDGs」の趣旨に賛同し、経営理念である「金融機能の担い手として、お客様の資産形成や資本の充実に貢献する」事業活動を通じて常にイノベティブであるとともに、地域・人・地球環境を大切に、持続可能な社会の実現を目指します。

マテリアリティ（優先すべき重要課題）		主な取組み事例
① 健康 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の皆さまや社員の健康促進と維持 ● 社員が健康で生き活きと働く環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康経営 CHO、健康経営推進協議会の設置 ● 医療相談サービス ● スポーツ支援
② 教育と働き方   	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な人材が多様な環境で活躍できる職場環境の整備 ● 社員の専門性向上のための教育支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人事制度改革 ● MBA取得制度、階層別研修 ● 専門分野の明確化と専門教育 ● シニア社員および女性社員の活躍推進 ● テレワーク・定時退社の促進 ● ハラスメント防止宣言
③ 金融イノベーション  	<ul style="list-style-type: none"> ● 先進的な金融サービスの提供による多様化するニーズへの対応 ● 次世代層、資産形成層、デジタルシニア等へのサービス拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資産管理アプリ「お金のコンパス」 ● スマホ專業証券 ● ブロックチェーン技術を活用したデジタル証券の上場準備 ● 証券担保ローン
④ 地域経済   	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域経済の活性化、地域創生 	<ul style="list-style-type: none"> ● 有力地方銀行との連携強化による地域創生 ● 各種セミナー、イベントの開催 ● 事業承継サポート、M&A仲介機能の強化 ● 東海東京財団を通じた地域社会への助成活動
⑤ 環境保全  	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境に配慮した持続可能な社会づくりの支援 ● CO₂排出量削減 	<ul style="list-style-type: none"> ● グリーンボンド発行支援者 ● 社会貢献型債券（グリーンボンド、ウォーターボンド）の取り扱い ● 高効率照明・高効率空調への切替 ● 低燃費車への入替

本業に基づいた社会貢献

■ 大学生向けの金融教育活動

名古屋、東京の4大学で寄附（提携）講座を開講しています。金融リテラシーの修得や資本市場に求められる証券会社の役割、業務を理解してもらうことを目的とし、実際の証券ビジネスを題材にした身近な話題を中心に、半期の講義に当社グループの役社員が講師として登壇しています。

■ 環境省「グリーンボンド発行促進プラットフォーム」の登録発行支援者

東海東京証券は、環境省のグリーンボンド発行促進体制整備支援事業として創設された「グリーンボンド発行促進プラットフォーム」に、発行支援者として登録されています。グリーンボンドを発行する企業や自治体は、当該登録発行支援者から発行支援を受けることで、通常の債券発行手続きに加えて要する外部コストの負担を軽減することができます。



気候変動への対応

■ 再生可能エネルギーへの転換

当社グループの主要本部拠点として、当社および「オルクドール・サロン TOKYO（東京）」が入居する「日本橋高島屋三井ビルディング（2021年7月）」、「オルクドール・サロン（名古屋）」が入居する「大名古屋ビルヂング（2021年8月）」、当社の子会社である東海東京証券株式会社本社が入居する「ミッドランドスクエア（2022年4月）」の計3拠点において、再生可能エネルギーへの転換を行いました。これにより、当社グループの電力使用量のおよそ4分の1が再生可能エネルギーで賄われることとなります（2020年度の算出対象範囲におけるSCOPE1・2排出量実績を基に試算）。

■ TCFD提言を踏まえた情報開示

「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」提言への賛同を表明し、提言を踏まえた情報を開示いたしました。



地域社会への取組み

■ 東海東京財団による地域貢献

当社グループの誕生15周年を記念して、2016年に一般財団法人東海東京財団を設立しました。本財団は、地域の将来を担う人材やグローバルに活躍できる人材の育成、また、地域社会における国際経済や社会の理解を促す機会の創出、文化・芸術振興などを通じて、地域社会の将来の発展に寄与することを目的としています。

外部評価

■ ESG指数への初選定

各種取組みの積極的な推進および情報開示の結果、世界最大の年金基金である「年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）」が採用したESG指数「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」の構成銘柄に初選定されました。



インターネットによるライブ配信のご案内

株主総会の模様をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。

配信日時 2022年6月28日（火）午前10時から

視聴方法 ライブ配信申し込み後、株主様ごとに発行されるURLからご視聴ください。

▶ ライブ配信申し込み手順

- ① スマートフォンまたはパソコン等から、下記のURLまたはQRコードにより、ライブ配信申込サイトにアクセスしてください。
- ② 同封の議決権行使書の上部に記載された株主番号、お名前、およびご自身で使用のメールアドレスを入力の上、お申し込みください。
- ③ 申込受付完了後、ご入力いただいたメールアドレスに株主総会視聴用URLが記載されたメールをお送りいたします。株主総会当日に必要なになりますので大切に保管してください。
- ④ 株主総会当日は、上記視聴用URLよりご視聴ください。午前9時30分頃より視聴可能です。
- ⑤ 万が一、「株主総会視聴用URLが記載されたメール」を紛失された場合には、再度お申し込みください。

■ ライブ配信申込サイト

<https://j-entry.gostream.jp/entry/seminars/view/pnqR4TWtXR>

■ ライブ配信申込受付期間

招集ご通知ご到着後から2022年6月28日（火）午前9時まで



ライブ配信申込QRコード

● ライブ配信をご視聴いただく株主様は、株主総会に出席するものではなく、株主総会当日に、ご質問、動議の提出、および議決権の行使を行うことはできません。
事前にインターネットまたは書面により、議決権を行使くださいますようお願いいたします（5頁から7頁ご参照）。

- 推奨視聴環境については、上記の申込サイトに記載しておりますので、視聴前に必ずご確認ください。
- ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度）等により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ご視聴のお申込み後にお送りした視聴用URLは株主様限定のもので、第三者への提供は固くお断りします。また、1名様につき1端末でご利用ください。
- ライブ配信の写真撮影・録音・録画行為およびSNSなどでの公開は固くお断りします。
- ライブ配信の運営に変更が生じた場合、やむを得ずライブ配信を行うことができなくなった場合には、当社のウェブサイト（<https://www.tokaitokyo-fh.jp/>）にてお知らせいたします。
- 株主総会にご出席される株主様のプライバシーに配慮し、可能な範囲において株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ご視聴いただくためのプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- 株主総会終了後1週間を目途に、上記当社のウェブサイトにて株主総会での事業報告の模様をオンデマンドにより配信いたします。

株主総会会場ご案内図

日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時

会場

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
ミッドランドスクエア オフィスタワー5階
ミッドランドホール

(昨年と会場が変更となっておりますのでご注意願います。)



最寄り駅

- (1) J R 名古屋駅桜通口から徒歩約5分
- (2) 名鉄 名鉄名古屋駅中央改札口から徒歩約3分
- (3) 近鉄 近鉄名古屋駅正面改札口から徒歩約3分
- (4) 地下鉄 名古屋駅東山線南改札口から徒歩約1分

お願い

- ・駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- ・株主様へお配りするお土産はをご用意しておりませんのでご了承ください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC
www.fsc.org
FSC® C022915